

平成24年度外務省調達改善計画

平成24年3月30日

調達は、公共サービスを提供するための重要な要素であり、多様化・複雑化するプロセスに適応して、所要の改善を図っていくことが極めて重要である。外務省においては、予算監視・効率化チーム、契約監視委員会及び実務者レベルでの調達改善推進チームを中心に、財・サービスの性質に配慮しつつ、PDCAサイクルを活用し、また、民間の知見も活用しつつ、競争性・透明性の確保、調達手法の多様化、調達事務の効率化及び価格・品質の適正性の確保を図り、単なるコスト削減や形式的な改善に陥ることなく、費用対効果の最大化（コストと質の最適な組み合わせの達成）に努める。また、中小企業の受注機会が阻害されないよう配慮していく。また、所管独立行政法人に対し、引き続き調達改善の取組を慫慂する。

1. 調達の現状把握と分析

(1) 平成22年度における契約実績

外務本省の総契約件数・金額は、【表1】で示しているとおおり、少額随意契約（推計値）を含めると、9,344件、416億円である。そのうち、高額契約は1,356件（14.5%）、408億円（98.1%）少額随意契約は約7,988件（85.5%）、約8億円（1.9%）となっている。

また、高額契約のみに着目した場合、競争性のある契約は942件（69.5%）、168億円（41.2%）、競争性のない随意契約は414件（30.5%）、240億円（58.8%）となっている。高額契約に関して、平成21年度及び平成22年度の実績を比較した場合（【表2】参照）、総件数に占める競争性のある契約の件数は70.2%から69.5%へと微減する一方で、総金額に占める競争性のある契約の金額は35.0%から41.2%へと着実に増加している。

(2) 平成22年度における契約分類別実績

平成22年度における契約分類別の調達実績の金額ベース上位10類型は【表3】のとおりであり、物品調達経費（物品製造及び物品購入の合計）は95.8億円（全体の23.4%）、また、システム関係経費が88.1億円（全体の21.6%）と、外務省における調達契約の太宗（45%）を占めている。したがって、同2類型を重点分野と位置づけ、調達改善を推進していく必要性が高い。

(3) 在外公館における調達

平成22年度の在外公館における高額契約実績は、1,580件、125億円であり、その太宗は在外公館等の賃借料が占めている。

(4) 所管独立行政法人の調達の現状

所管独立行政法人の調達の現状及び計画に関しては、国際協力機構に関しては別添1、国際交流基金に関しては別添2を参照。両機関における平成24年度目標に関しては、平成23年度実績を踏まえて、今後策定されることとなる。

【表1】平成22年度における契約実績

契約方式		契約件数 (件)	割合	契約金額 (億円)	割合
競争性のある契約方式	一般競争入札	643	6.9% (47.4%)	102	24.5% (25%)
	企画競争	191	2.0% (14.1%)	34	8.2% (8.3%)
	公募	99	1.1% (7.3%)	29	7.0% (7.1%)
	不落随契	9	0.1% (0.7%)	3	0.7% (0.7%)
競争性のない随意契約		414	4.4% (30.5%)	240	57.7% (58.8%)
計		1,356	14.5% (100.0%)	408	98.1% (100.0%)
少額随意契約（推計値）		7,988	85.5%	8	1.9%
総計		9,344	100.0%	416	100.0%

※四捨五入の関係で計数に不一致あり

【表2】平成21年度と平成22年度の比較

	平成21年度				平成22年度			
	件数	割合	契約金額 (億円)	割合	件数	割合	契約金額 (億円)	割合
競争性のある契約	938	70.2%	108	35.0%	942	69.5%	168	41.2%
競争性のない契約	399	29.8%	200	65.0%	414	30.5%	240	58.8%
計	1,337	100.0%	309	100.0%	1,356	100.0%	408	100.0%

※四捨五入の関係で計数に不一致あり

【表3】平成22年度における契約分類別実績（上位10位）

	競争入札		競争性のある 随意契約		競争性のない 随意契約		合計		
	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	割合
システム関係	39	32.3	16	5.7	173	50.0	228	88.1	21.6%
物品製造	3	0.3	4	0.1	11	81.3	18	81.8	20.0%
日本 APEC	45	17.6	8	12.9	50	12.3	103	42.9	10.5%
派遣職員	41	1.7	2	8.5	1	17.3	44	27.6	6.8%
委託費	0	0.0	5	11.8	1	6.2	6	18.0	4.4%
通信回線使用料	0	0.0	0	0.0	11	15.4	11	15.4	3.8%
物品購入	68	10.9	0	0.0	12	3.2	80	14.0	3.4%
事業実施・会議運営	51	2.6	65	6.5	33	2.7	149	11.8	2.9%
工事・建築サービス	6	9.0	3	2.6	2	0.0	11	11.7	2.9%
委託調査	33	6.7	13	0.9	3	0.4	49	8.0	2.0%

※四捨五入の関係で計数に不一致あり

2. 調達重点的分野への取組み

【表3】の調達実績の契約分類別実績で示されているとおり、調達金額総額の太
宗を占めるシステム関係経費、及び物品調達経費を重点分野と定める。

(1) システム関係経費

重点分野のシステム関係経費の類型別実績は【表4】のとおり。システムの賃貸
借・保守が55.9億円（システム関係経費全体の63.5%）、また、システム開発・改
修が23.9億円（27.1%）であり、この両類型でシステム関係経費の9割以上を占めて
いる。このため、外務省としては、システム関係経費の中でも特に、①賃貸借・保
守、及び②開発・改修の2類型において、調達改善を進めていく。

システム関係経費は、算出された開発コスト等の検証が極めて難しい一方で、一
旦システムを導入した後は、その賃貸借や保守、改修に多大なコストを要するとと
もに、開発を行った者以外の者の参入が著しく制限されうるという特徴を有してい
る。

システム賃貸借・保守等に関しては、【表4】に示すとおり、競争性のない随意
契約は、金額ベースで約7割（55.9億円中、40.2億円）を占めており、まずは、仕様
書の作成等の調達プロセスに外部C I O補佐官の知見を最大限活用し、競争性のある
契約への移行を促進することとする。なお、競争性のある契約への変更の際して
は、多くの参入業者を確保し、競争性を高めるため、①入札参加資格の検証、②適
切な発注単位の設定、③適切な公告期間の設定を図ることとする。また、競争性の

ある契約への移行が難しい契約に関しては、単価の見直し等を実施し、調達コスト削減に努める。

一方で、開発・改修等に関しては、金額ベースでは、競争性のある契約方式が約7割を占めており（23.9億円中、18.5億円）、上述の①～③の取組を通じて、調達コスト削減に努める。また、約2割を占める競争性のない随意契約に関しても、外部C I O補佐官の知見の活用を通じて、競争性のある契約への移行を推進する。

見直しの効果の検証に関しては、外部有識者参加の契約監視委員会における事後検証を実施する。これらの取組を通じて、システム関係経費を平成23年度比金額ベースで5%の削減（平成22年度実績ベースでは約4.4億円の削減に相当）を目指すことを目標とする。

【表4】システム関係の契約実績（平成22年度）

	競争性のある契約方式						競争性のない 随意契約		合計	
	競争入札		企画		公募		件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)
	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)				
システム賃貸借・ 保守等	25	14.2	0	0.0	3	1.5	83	40.2	111	55.9
システム開発・改 修等	6	16.5	1	2.0	1	0.0	74	5.3	82	23.9
パソコン・プリン タ賃貸借・保守	5	0.8	0	0.0	0	0.0	7	2.8	12	3.5
公開用のwebサー ビス	3	0.9	7	1.1	0	0.0	7	0.9	17	3.0
コンサルティング	0	0.0	4	1.1	0	0.0	2	0.8	6	1.9
合計	39	32.3	12	4.3	4	1.5	173	50.0	228	88.1

※四捨五入の関係で計数に不一致あり

3. 庁費類（汎用的な物品）の調達の見直し

物品調達（物品製造及び物品購入）は調達総額に占める割合が23.4%と高く、予算執行の効率性を高める必要性が高い分野である。【表5】に示すとおり、物品製造においては競争性のない随意契約がほとんどであり、仕様の見直しをはかり、競争性のある契約方式への移行を進める。また、競争性のない随意契約によらざるを得ない場合には、単価の見直し等を通じて、コスト削減に努める。また、物品購入に関しては、競争入札が85%を占めており、①仕様の見直し及び仕様の作成体制の見直し、②同等品の活用等の推進、③適切な履行期間の確保、④公告期間の見直しを通じて、多くの参入業者を確保し、競争性を高め、コスト削減に努める。また、外部有識者参加の契約監視委員会における事後検証を実施していく。以上の取組を

通じて、物品調達を金額ベースで平成23年度比5%の削減（平成22年度実績ベースでは約4.8億円の削減に相当）を目指すことを目標とする。

【表5】物品調達における契約実績（平成22年度）

	競争性のある契約方式				競争性のない 随意契約		合計	
	競争入札		企画		件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)
	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)				
物品製造	3	0.3	4	0.1	11	81.3	18	81.8
物品購入	68	10.9	0	0.0	12	3.2	80	14.0
計	71	11.2	4	0.1	23	84.5	98	95.8

※四捨五入の関係で計数に不一致あり

4. 競争性のない随意契約・一者応札の見直し

(1) 競争性のない随意契約の見直し

これまで、内部監査等を通じて競争性のない随意契約の見直しを行ってきたが、さらに、予定価格・仕様の妥当性の検証を行い、競争性のある契約へ移行を推進する。また、外部有識者が参加する契約監視委員会において、事後的な検証を行うとともに、競争性のない随意契約によらざるを得ない契約の公表を行い、透明性を図る。なお、所管独立行政法人における取組に関しても、引き続き従っていく（現在の取組状況は別添1及び2参照）。

調達改善の対象	調達改善の取組内容	調達改善の目標
随意契約の見直し 【平成22年度実績】 件数：380件 金額：約204億円 （うち所管公益法人） 件数：5件 金額：約25億円	○これまで、内部監査等において随意契約の見直しを図ってきたが、さらに内閣府通知を踏まえ、見直しを行う。 ○契約監視委員会における事後検証	予定価格・仕様の妥当性の検証、競争性のない随意契約によらざるを得ない契約の公表を行い、競争性のある契約へ移行を推進する。

(2) 一者応札の見直し

これまで、単年度ごとに一者応札で受注している案件を対象に、事業者ヒアリングを行うなどの分析を行い、改善を図ってきた。これに加えて、単年度とともに、複数年度にわたって連続して一者応札となっている契約を対象に以下の見直しを図り、競争性の確保に努める。また、見直しを行った契約に関し、外部有識者が参加する契約監視委員会において、見直しによる効果及び費用対効果の検証を事後的に実施する。

調達改善の対象	調達改善の取組内容	調達改善の目標
一者応札の見直し 【平成22年度実績】 件数：228件 金額：約66億円	これまで、単年度ごとに一者応札で受注している案件を対象に改善を図ってきたが、さらに内閣府通知を踏まえ、複数年度にわたって連続して一者応札となっている契約についても、以下の取組を実施。 ア 公告期間の長期化 イ 適切な履行期間の確保 ウ 経済性及び効率性を踏まえた事業単位の細分化 エ 仕様の更なる具体化、明確化及び右を推進する体制作り オ 実績以外の手段による履行能力の検証 カ 調達品目や数量が多数である場合、経済性の確保及び関係法令との整合性を踏まえ、分割調達の実施 キ 仕様の汎用性の確保	前回契約との比較、事業者へのヒアリングを行い応札者の増加を図る。

【表6】競争性のある契約方式における契約分類（上位10位）ごとの一者応札実績

	一般競争入札		企画		公募		合計	
	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)
システム関係	16	9.8	1	2.0	4	1.5	21	13.3
物品製造	1	0.1	0	0.0	0	0.0	1	0.1
日本 APEC	9	1.2	1	0.9	3	8.4	13	10.6
派遣職員	1	0.2	1	5.1	1	3.4	3	8.8
委託費	0	0.0	2	2.2	3	9.6	5	11.8
物品購入	12	3.9	0	0.0	0	0.0	12	3.9
事業実施・会議運営	6	0.7	25	2.4	5	0.6	36	3.8
工事・建築サービス	2	0.8	0	0.0	0	0.0	2	0.8
委託調査	18	5.7	7	0.6	1	0.1	26	6.4

※通信回線使用料は、競争性のない随意契約による

※四捨五入の関係で計数に不一致あり

(参考) これまでの一者応札に対する事業者ヒアリングの結果と対応

物品調達においては、一部商品について納入期限までの調達が困難であったこと等の理由により応札を見送った事業者があったため、納期を可能な限り長く設定するなど取組を行っている。また、役務契約においては、応札が可能と思われる事業者が他の業務に従事していたことから人的・時間的余裕がなかった等の理由により応札を見送った事業者があったため、広く事業者へ周知を図ること及び事業者が応札を検討できる時間を確保するため、公告期間の長期化等を行うなどの取組みを進めている。

5. その他公共サービス改革プログラム等で提言された取組み

(1) 調達事務の効率化

①共同調達

各省に共通する契約をまとめて一括して調達することで、事務の省力化を図るとともに、スケールメリットによるコスト削減が期待される共同調達を平成23年度より実施している。事務用消耗品等においては、平成22年度にも平成23年度と同じ型番の物品を対象に調達価格の比較を行ったところ、調達価格が2.3%上昇となっているとの結果となった。このため、平成24年度においては、①納品場所数の見直し、②単価の低減、③品目の拡大、④地方支分部局の共同調達の実施を図ることを通じてコスト削減に努める。

ア) 品目の拡大

平成23年度：5品目	平成24年度：9品目
①事務用消耗品	①事務用消耗品
②紙類（コピー用紙を除く）	②紙類（コピー用紙を除く）
③OA機器用消耗品	③OA機器用消耗品
④清掃用消耗品	④清掃用消耗品
⑤災害備蓄品	⑤災害備蓄品
	⑥トイレットペーパー
	⑦蛍光灯
	⑧配送
	⑨クリーニング

イ) 納入場所数の見直し

平成23年度	平成24年度
94箇所	4箇所

ウ) 地方支分部局における共同調達の導入

大阪分室	コピー用紙
沖縄事務所	事務用消耗品、コピー用紙

②カード決済

水道料金について、カード決済の導入し、事務の効率化を図る。

調達改善の対象	調達改善の取組内容	調達改善の目標
カード決済	本省庁舎内の水道料金の徴収について、クレジットカード会社を利用しての支払いを導入する。	事務コストの削減

(2) 新たな歳入確保策の活用

平成21年度より、外務省HPへのバナー広告の掲載を実施し、歳入の確保に努めているが、引き続き、平成24年度においても実施する。また、「公共サービス改革プログラム」に基づく手続きの整備状況を踏まえ、検討を行う。

調達改善の対象	調達改善の取組内容	調達改善の目標
バナー広告	<p>引き続き、バナー広告における一般競争入札を実施し、応札者の確保に努める。</p> <p>過去3年度実績:1,417,500円(6件) 平成23年度:4対象期間(①4~6月,②7~9月,③10~12月,④1~3月)全てにおいて不調</p> <p>平成22年度:1,102,500円 ①日本技芸(157,500円) ②アーキタイプ(210,000円) 日本技芸(210,000円) ③RHトラベラー(157,500円) ④アーキタイプ(367,500円)</p> <p>平成21年度:315,000円 ①,③,④の期間は不調 ②インターネットにシェアイブ(315,000円)</p>	歳入の確保
ネットオークション	解体工事等で発生した鉄くず等を見積もり合わせにより売却した実績があるが(不定期)、今後はネットオークション導入を検討する。	歳入の確保

(3) 旅費の効率化

引き続き、出張チケット手配等業務における旅行代理店等へのアウトソーシングを活用し、事務の効率化等を図る。

調達改善の対象	調達改善の取組内容	調達改善の目標
旅費の効率化	パック利用の推進	事務の効率化及びコストの削減

(4) 委託調査事業

委託調査に関しては、平成22年度より総合評価落札方式への移行を推進（平成21年度実績なし）してきており、約半数の案件（51%）において移行され、積極的な改善が図られた。平成24年度においても、委託調査の調達金額自体は8.0億円と調達総額に占める割合は低い（全体の2.0%）ものの、総合評価落札方式適用の適否や効果に関する検証を含め、引き続き調達改善に取り組んでいく。

委託調査事業における、契約実績は【表7】のとおり。契約金額ベースでは、一般競争入札（最低価格及び総合評価の合計）は8割を超えており、企画競争や競争性のない随意契約は15%程度にとどまる。一方で、件数ベースでは企画競争は24.5%（12件）を占めており、件数ベースにおける企画競争の一般競争入札化が課題となる。

今後、競争性のある契約を推進するためには、①仕様、予定価格の見直し、②新規参入者を促すための入札参加資格の見直し、③公告期間の延長や広くPRを行うなどの周知の工夫等の改善をはかりつつ、総合評価方式の推進を図る。この結果として、委託調査事業における一般競争導入件数を平成23年度比10%増加させることを目標とし、コストの削減を図ることとする。

【表7】 契約実績（平成22年度）

		件数	割合	契約金額 (億円)	割合
競争性のある契約方式	一般競争入札 (最低価格)	8	16.3%	4.7	58.2%
	一般競争入札 (総合評価)	25	51.0%	2.0	25.1%
	企画競争	12	24.5%	0.9	10.7%
	公募	1	2.0%	0.1	0.9%
	不落随契	1	2.0%	0.0	0.2%
競争性のない 随意契約		2	4.1%	0.4	4.7%
合計		49	100.0%	8.0	100.0%

※四捨五入の関係で計数に不一致あり

6. 評価・検証の体制

(1) 外務省調達改善推進チーム（事務局：会計課）

調達改善を推進する事務レベルの担当チームとして、「外務省調達改善推進チーム」を設置し、随時会合を開催する。なお、必要に応じて関係部局の参加を求める。

また、進捗把握・管理等を実施するため、所管課室においては、随時自己評価を実施し、「調達改善推進チーム」に報告する。また、上半期終了時点及び年度終了時点における計画の達成状況、調達の具体的な改善状況等について評価し公表する。

(2) 外務省予算監視・効率化チーム

外務副大臣をチームリーダーとする外務省予算監視・効率化チームにおいて、「調達改善計画」の決定、検証、改善策及び計画改定に関する協議を行い、最終決定を行う。なお、機動的なPDCAサイクルの実施を確保するため、「調達改善推進チーム」による改善策の前倒し実施を妨げるものではない（この場合には、事後的に報告）。

(3) 外務省契約監視委員会

調達改善計画の進捗状況について随時とりまとめ、「調達改善推進チーム」において検証し、その検証結果及び改善策を「契約監視委員会」に提案する。「契約監視委員会」は「調達改善推進チーム」の検証結果及び改善策を協議し、右結果を「予算監視・効率化チーム」に報告するとともに、見直しの必要が生じた場合等については、計画の改定を提案し、その内容を公表する。

(4) 外部有識者の活用

予算監視・効率化チームの外部有識者（大学教授2名、公認会計士2名）、契約監視委員会の外部有識者（大学教授2名、弁護士2名、公認会計士1名）より、民間における取組など第三者的な視点から意見を聴取し、調達の改善を図る。

(5) 内部監査の活用

内部監査を強化し、所管課室の自己評価の進捗把握・管理等が適正に行われているかどうか評価する。

7. 人事・予算管理の在り方

公共サービスの質の向上、経費・無駄の削減等を進めるためには、職員の意識改革の取組みが重要であることから、人事評価制度及び調達等の専門家を養成するために以下の取組を行う。

調達改善の対象	調達改善の取組内容	調達改善の目標
人事評価制度の有効活用	評価項目の明確化 (注) これまでも能力評価の一基準として「業務合理化」を掲げ、コスト削減意識を持った効率的な業務運営が人事評価に反映される仕組みを取り入れてきているが、右取組が適切に実施されるよう引き続き省内周知に努めていく。	職員のコスト意識の向上
調達等の専門家養成	研修の強化、職員向けマニュアル手引きの作成 (注) これまでも各種研修の機会に調達実務に関する説明を実施してきたが、外務省職員の調達事務に関する知見の底上げを図るため、各種研修の機会により調達実務に力点を置いたプログラムを実施する。また、既に作成している職員向けマニュアルを見直し、職員にとってよりわかりやすいものとなるよう改善する。	職員のコスト意識の向上

8. 競り下げの試行

(1) コスト削減や新規参入促進の効果等につき十分な検証を行うため、平成23年度より少額随契案件を対象に3件の試行を実施した。【表8】に示すとおり、①封筒の印刷に関しては、材料費の高騰の影響により、前回価格との比較では21.96%の増加となっているが、競り下げ開始価格と最終価格を比較した場合、0.92%のコスト削減効果が見られた。また、②名札用ホルダーに関し、開始価格と最終価格を比較した場合、19.62% (15万円程度) の削減効果があった。更に、③脇机においては、前回との比較では、50.32%のコスト削減となり、開始価格と最終価格を比較した場合には、46.25% (40万円程度) のコスト削減効果が見られた。

【表8】 競り下げ実績

①平成23年度における競り下げの試行結果

競り下げ試行の状況								比較可能な前回の契約状況		
件名	価格提示回数	規格	数量	開始価格 (税別) 【注1】	最終価格 (税別)	開始価格からの増減率(%)	前回価格からの増減率(%) 【注2】	規格	予定数量	契約金額 (税別) 【単価】
①封筒の印刷	4	角0号	16,000枚	721,524円	714,920円 【単価】 5.78円	▲0.92%	21.96%	角0号	10,000枚	5.1円
		角1号	18,000枚		5.52円			角1号	20,000枚	4.7円
		角2号	98,000枚		4.15円			角2号	20,000枚	3.4円
		角3号	10,000枚		2.89円			角3号	30,000枚	2.2円
		長3号	54,000枚		1.62円			長3号	30,000枚	1.2円
②名札用ホルダー等	38	名札クリップ用ストラップ 名札用ホルダー(ハード)他	2,000本 2,000個	743,600円	597,700円	▲19.62%	-	※ 競り下げ試行対象案件と、前回契約の規格及び数量が異なることから、比較不可		
③脇机	28	脇机	20台	800,000円	430,000円	▲46.25%	▲50.32%	脇机	10台	【単価】 43,281円

注1) 開始価格の設定方法は、複数の業者から参考見積書を取り、その中の最も安価な見積額を基に設定した。

注2) 調達時期や購入数量等が必ずしも同一ではないため、「競り下げ試行の最終価格」と「前回価格」を同一条件の下で完全に比較することはできないが、可能な限り、下記の方法で前回価格からの増減率を算出し、比較することとした。

計算式：(競り下げ試行の最終価格 - (競り下げ試行の予定数量 × 前回の契約単価)) ÷ (競り下げ試行の予定数量 × 前回の契約単価)

②試行案件の参加者の状況

案件	周知方法	周知期間	競り下げ参加者数 (登録した者)		競り下げシステム における価格定時者数		最低価格者の 企業規模	次順位者の 企業規模
			うち 中小企業者数	うち 中小企業者数	うち 中小企業者数	うち 中小企業者数		
封筒の印刷	システム会社HP 府省の調達情報	17日	4	4	4	4	中小企業	中小企業
名札用ホルダー等	システム会社HP 府省の調達情報	16日	6	6	5	5	中小企業	中小企業
脇机	システム会社HP 府省の調達情報	16日	7	7	4	4	中小企業	中小企業

(2) 平成24年度における競り下げの試行

高額契約案件を対象に加え、汎用性が高く、前年度に調達した物品等と比較可能な下記の品目などから選定の上、年15件（高額3件（高額契約の0.22%）、少額12件（少額随契約の0.15%））の実施を予定し、5%以上のコスト削減を目指す。また、仕様については、以下の点に配慮する。

- ・競り下げ実施にかかる公平性、透明性及び競争性を高めるための工夫（単一品目・纏まった量等で実施）
- ・調達市場の競争性があること
- ・同等品の活用を推進する
- ・事業者へ競り下げの参加を促すための工夫（周知期間の拡大、周知場所の拡大（システム運営、当省HPで周知実施））

	品目	調達改善の取組	調達規模
1	事務用机	平成23年度と同様に競り下げの対象とする	
2	事務用椅子	高額契約について競り下げを実施	160万円以上
3	書庫	高額契約について競り下げを実施	160万円以上
4	ロッカー	競り下げを新規に実施	
5	電化製品 (DVDレコーダー等)	競り下げを新規に実施	
6	USBメモリー等	競り下げを新規に実施	
7	清掃用ゴミ袋等	競り下げを新規に実施	
8	ICカード用ホルダー等	平成23年度と同様に競り下げの対象とする	
9	外務省法令集等	高額契約について競り下げを実施	250万円以上
10	広報・資料等	競り下げを新規に実施	

9. その他

(1) 取組状況等の公表

計画に関する取組状況等については、ホームページにおいて公表する。

(2) 計画の見直し

指針の改定、計画の進捗状況等を踏まえ、必要な場合には、所要の見直しを行うものとする。

(3) 情報公開

予算執行の情報開示として、外務省HPにおいて、予算支出状況、契約情報の公表等の取組みを行っているが、今後とも、調達に係る仕様書をHPで公表し、事業者の利便性及び新規参入者の促進を図ることとする。

(了)

独立行政法人国際協力機構 平成 24 年度計画（関連部分抜粋）

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 31 条第 1 項の規定により、独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）の中期計画に基づく平成 24 年度の事業運営に関する計画を次のように定める。

（中略）

2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置(2) 適正かつ公正な組織・業務運営の実施(イ) 契約の競争性・透明性の拡大

- ① 競争性の向上を含む契約適正化の観点から、一者応札・応募の削減に関する取組として、契約実績の定期的モニタリングと分析の実施、契約監視委員会における点検の継続的な実施を図る。また、新規参入者向けウェブサイト等を活用した情報の提供方法の改善を図るとともに、コンサルタント等契約の契約手続きの更なる改善として、監督検査ガイドラインの見直し・公開・周知、調達制度に係る説明会等を通じた企業等との対話、コンサルタント等業務実績評価の見直し、総合評価落札方式の試行のモニタリングに取り組む。
- ② 競争性の向上を含む契約適正化の観点から、競争性のない随意契約について、運用状況のモニタリングとガイドラインへの反映を図るとともに、契約監視委員会における継続的な点検を実施する。
- ③ 契約の透明性を一層向上させる観点から、契約取引先の選定過程、選定基準、選定結果、一定の関係のある法人との契約実績等の公表等、これまでの取組を継続し、定着を図る。また、コンサルタント等契約の外部審査の継続と定着を図る。
- ④ 適正な事業実施に向けて、コンサルタント等契約における再委託契約の抽出検査等の取組を継続するとともに、不正行為等に関する情報に対しては適切に調査を行い、不正行為等が認められた場合は厳正に対処する。
- ⑤ 関連公益法人との契約については、一般競争入札を原則とし、競争性のない随意契約は真にやむを得ない場合に限定するとともに、一者応札・応募の削減に向けた取組を進める。また、一定の関係のある法人との契約実績の公表を通じて透明性の向上を図る。

（中略）

(ハ) 事務の合理化・適正化

- ① 一般契約にかかる各種様式の定型化、コンサルタント等契約における新積算体系導入に伴う精算業務の見直し、コンサルタント等契約の選定手続きの一部簡素化、電子入札の導入等、事務手続きの合理化・簡素化を図る。
- ② 機材調達事務の効率化として、新しい機材調達実施体制の構築と定着を図る。また、契約情報管理の効率化として、収集・集計する契約情報の見直し及び契約情報の収集方法の検討を行う。
- ③ 在外事務所の調達実施体制の適正化として、役務(ローカルコンサルタント)調達や施設建設契約にかかる手引きの作成と周知を行うとともに、短期在外調達支援要員を計画的に派遣し、現地の体制整備を図る。

随意契約等見直し計画 平成 22 年度実績及び平成 23 年度計画

1. 競争性のない随意契約

(1) 平成 22 年度実績

	平成20年度実績		平成22年度実績		平成22年度目標	
	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)
競争性のある契約	(62.3%) 2,899	(79.3%) 71,465,498	(72.7%) 3,361	(87.3%) 85,960,936	(76.1%) 3,538	(87.8%) 79,081,089
競争入札	(5.0%) 233	(4.2%) 3,818,173	(8.1%) 376	(11.2%) 10,993,684	(11.4%) 531	(18.1%) 16,287,533
企画競争、公募等	(57.3%) 2,666	(75.1%) 67,647,325	(64.5%) 2,985	(76.2%) 74,967,252	(64.7%) 3,007	(69.7%) 62,793,556
競争性のない随意契約	(37.7%) 1,752	(20.7%) 18,615,094	(27.3%) 1,265	(12.7%) 12,469,087	(23.9%) 1,113	(12.2%) 10,999,503
合 計	(100.0%) 4,651	(100.0%) 90,080,592	(100.0%) 4,626	(100.0%) 98,430,022	(100.0%) 4,651	(100.0%) 90,080,592

(2) 平成 23 年度計画

	平成22年度実績 (注)		平成23年度目標	
	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)
競争性のある契約	(75.6%) 3,324	(90.3%) 85,745,588	(78.0%) 3,430	(91.0%) 86,446,000
競争入札	(8.4%) 370	(11.6%) 10,972,418	(11.1%) 490	(12.5%) 11,913,000
企画競争、公募等	(67.2%) 2,954	(78.8%) 74,773,170	(66.8%) 2,940	(78.5%) 74,533,000
競争性のない随意契約	(24.4%) 1,070	(9.7%) 9,202,753	(22.0%) 970	(9.0%) 8,554,000
合 計	(100.0%) 4,394	(100.0%) 94,948,341	(100.0%) 4,400	(100.0%) 95,000,000

注：契約監視委員会における網羅的点検の結果を踏まえ、平成 23 年 4 月より契約取引の対象としてふさわしくないとされた在外研修、および雇用に準じた手当とみなされるものについては公表対象契約に含めないこととした。これを踏まえ、平成 22 年度実績については当該新定義に沿って集計し直している。

2. 一者応札・応募

	20年度		21年度		22年度	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
競争性のある契約	2,275	39,391,443	2,795	59,454,722	2,774	60,026,625
うち一者応札・応募	683	16,828,194	1,082	32,211,139	892	27,215,865
割合	30.0%	42.7%	38.7%	54.2%	32.2%	45.3%

注：実質継続契約（前年度に競争性のある方法で契約し当該年度に継続して契約したもの）は除く。

以上

随意契約等見直し計画

平成 23 年 12 月
独立行政法人国際交流基金

1. 随意契約等の見直し計画

(1) 随意契約の見直し

	平成 22 年度実績		23 年度目標	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
競争性のある契約	(62.4%) 222	(52.5%) 1,592,693	(77.9%) 247	(68.1%) 2,075,200
競争入札	(52.2%) 186	(45.1%) 1,368,261	(65.6%) 208	(57.2%) 1,745,008
企画競争、公募等	(10.1%) 36	(7.4%) 224,431	(12.3%) 39	(10.8%) 330,191
競争性のない随意契約	(37.6%) 134	(47.5%) 1,443,033	(22.1%) 70	(31.9%) 973,344
合 計	(100%) 356	(100%) 3,035,726	(100%) 317	(100%) 3,048,544

参考：平成 19 年度の随意契約見直し計画と 20 年度実績との比較

	平成20年度実績		見直し計画	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
競争性のある契約	(54.6%) 173	(50.8%) 1,549,649	(34.4%) 101	(27.8%) 941,091
競争入札	(36.9%) 117	(35.9%) 1,095,783	(26.6%) 78	(21.5%) 728,109
企画競争、公募等	(17.7%) 56	(14.9%) 453,866	(7.8%) 23	(6.3%) 212,982
競争性のない随意契約	(45.4%) 144	(49.2%) 1,498,895	(38.6%) 113	(43.0%) 1,459,640
事務・事業を整理したもの (注)			(27.0%) 79	(29.2%) 988,526
合 計	(100%) 317	(100%) 3,048,544	(100%) 293	(100%) 3,389,257

(注) 事務・事業を終了した 79 件を除いた場合、見直し計画のそれぞれの割合は以下の通りとなる。

○競争性のある契約 (件数ベース - 金額ベース) :

47.2% - 39.2% (うち、競争入札 36.4% - 30.3%、企画競争・公募等 10.7% - 8.9%)

○競争性のない随意契約 : 52.8% - 60.8%

(2) 一者応札・一者応募の見直し

平成 22 年度において、競争性のある契約のうち一者応札・一者応募となった契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、契約の条件、契約手続き等を見直す必要があるものが見受けられた。

今後の調達については、競争性のない随意契約の削減に加え、これら結果に留意、改善しつつ、契約手続きを進めることにより、一層の競争性の確保に努める。

(平成 22 年度実績)

実績	件数	金額 (千円)
競争性のある契約	222	1,592,693
うち一者応札・一者応募	(11.7%) 26	(14.9%) 238,098

(注) 上段 () は競争性のある契約に対する割合を示す。

(一者応札・一者応募案件の見直し状況)

見直し方法等	件数	金額 (千円)
契約方式を変更せず、条件等を見直しを実施 (注1)	(100%) 26	(100%) 238,098
仕様書の変更	14	—
参加条件の変更	4	—
公告期間の見直し	16	—
その他	8	—
契約方式の見直し	(—%)	(—%)
その他の見直し	(—%)	(—%)
点検の結果、指摘事項がなかったもの	(—%)	(—%)

(注1) 内訳については、重複して見直しの可能性があるため一致しない場合がある。

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(注3) 上段 () は平成22年度の一者応札・一者応募となった案件に対する割合を示す。

2. 随意契約等見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み

(1) 契約監視委員会等による定期的な契約の点検の実施

契約監視委員会等により、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募となった案件を中心に点検を実施する。また、同委員会については、他の第三者委員会における審議とも連携を図る。

(2) 随意契約等の見直し

既に総合評価落札方式による一般競争入札及び企画競争に係る実施の手引を作成・導入済みであるが、競争性のある契約への移行を更に促進するため、公募の具体的な手続き・手順を示した業務マニュアルを作成し、公募の導入拡大を図る。

(3) 一者応札・一者応募の見直し

① 公告期間の一層の長期化

入札等の実施にあたり、より多くの業者が参加を検討し、十分準備することができるよう、公告期間を可能な限り長く確保する。

② 仕様の汎用性拡大

ア 工事・役務等の調達においては、応札要件（過去の納入・請負実績、要員の資格・経験・知識等）の緩和を進める。

イ 情報システム等の調達においては、その内容に鑑み、応札要件（過去の納入・請負実績、要員の資格・経験・知識等）や品質管理・情報管理のレベルが厳しすぎるものにならないよう適切に設定する。

ウ 新規業者の参入を促すため、前回契約業者との業務の引き継ぎ、ノウハウ蓄積のための準備期間の確保を明記する。

③ 仕様の更なる明確化・具体化

新規参入を希望する業者が業務内容や業務量を十分理解し、入札等に参加することができるよう、仕様書における調達内容、数量、手段、方法等は可能な限り明確かつ具体的に記載する。

④ 分割調達の検討

物品の調達において調達品目や数量が多数である場合や、役務の調達においてその内容が幅広く、多岐にわたり、履行可能な業者が限定される場合等に、複数の業者が入札等に参加することにより競争性を確保できるよう、経済性や効率性を考慮しつつ分割調達を検討する。

⑤評価基準の可視化

総合評価方式の一般競争入札において、可能な限り評価の基準を入札公告、仕様書等に明示することで、新規参入を希望する者が、業務の重点を理解し易くし、入札等に参加することができるよう図る。

(了)